

令和8年度児童扶養手当及び特別児童扶養手当額の改定について

消費者物価指数が3.2%プラスに変動したことに伴い、児童扶養手当と特別児童扶養手当の手当額が、令和8年4月分より改定されました。

○児童扶養手当の額（令和8年4月分から）

	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額 48,050 円	月額 48,040 円～11,340 円
児童2人のとき	上記に月額 11,350 円加算	上記に月額 11,340 円～5,680 円加算
児童3人以上のとき	上記に2人目と同額分を加算	上記に2人目と同額分を加算

※所得に応じて支給額が異なり、一定額以上の所得がある方については手当の全部もしくは一部が支給されません。

○特別児童扶養手当の額（令和8年4月分から）

	支給額
1級の場合	月額 58,450 円
2級の場合	月額 38,930 円